

議案第30号	三田市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
消 防 本 部	対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、火気設備及び火気器具に係る離隔距離等について、所要の規定の整備を行う必要が生じたため、当該条例の一部を改正しようとするもの。
内 容	<p>【関係法令】 対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令</p> <p>【改正趣旨】 上記省令の施行後10年以上が経過し、当初想定していなかった設備及び器具が流通してきた現状を踏まえ、消防庁では、当該設備及び器具への対応を図るため、有識者による「対象火気設備等技術基準検討部会」を平成26年度に開催し、平成27年3月に報告書を取りまとめた。</p> <p>今般、当該報告書を踏まえ、上記省令別表を改正し、当該設備及び器具に係る離隔距離を追加したことに伴い、当該条例についても当該施設及び器具に係る離隔距離を追加したもの。</p> <p>【改正内容】 主な改正内容は、以下のとおり。</p> <p>(1) ガスグリドル付コンロの追加</p> <p>近年、家庭用ガスコンロの下部に、ガスグリル（直火によって、主として放射熱で調理する機器ではなく、ガスグリドル（直火で加熱したプレートによって、主として伝導熱で調理する機器）を備えた機器が、市場に流通するようになったことに伴うもの。</p> <p>(2) 入力が5.8kW以下である電磁誘導加熱式調理器の追加</p> <p>近年、入力5.8kWである電磁誘導加熱式調理器（グリル等の複合品も含む。）が多く流通するようになったことに伴うもの。</p> <p>【施行期日】 平成28年4月1日</p>